

千葉県環境施策PR動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

千葉県環境施策PR動画制作業務委託

2 履行場所

千葉県環境局環境保全部環境総務課及び発注者が指定する場所

3 業務目的

千葉県(以下、「市」と言う。)が「自然や資源を大切に、みんなで作る持続可能なまち・千葉県」の実現のために、特に市民の取り組みが必要な課題に対して、市民に実践してもらいたい取り組みを伝える動画を制作し、これにより市民の環境に対する意識の醸成及び行動変容を図ることを目的とする。

4 委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月15日まで

5 委託内容

(1) 動画制作

ア 受注者は、市が示した資料に基づき、ホワイトボードアニメーション動画を制作すること。

イ 作成する動画は、①約5分(原則として12カット以上)、②30秒(同5カット以上)、③15秒(同3カット以上)の3種類とすること。なお、②と③は共通の内容を含むものとする。(③は概ね②の一部とする。)

ウ 動画内で「千葉県ごみ削減キャラクターへらそうくん」を使用すること。

活用方法は指定しないが、「へらそうくんマニュアル」(以下のURL参照)に示す事項を遵守すること。

(<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/herasoukun.html>)

エ 動画には、ナレーション・BGM・効果音を付けること。また必要に応じて字幕をつけること。

オ 動画の規格は、16:9としフルハイビジョン(1080p)映像とすること。

(2) 動画使用素材の提供

受注者は、動画の各スライドの画面キャプチャなどの素材を電子記録媒体で提出すること。

6 成果品

受注者は、制作した完成動画及び当該完成動画内で素材として使用した動画・静止画等の電子データを以下のとおり市に納品すること。

(1) 成果品

- ア 動画フォーマット 別表のとおりとする
- イ 下記を満たす完成動画を保存したDVD-R
 - ・別表に掲げる形式①及び②を保存したもの 10枚
 - ・別表に掲げる形式③を保存したもの 10枚
- ウ 各スライドの画面キャプチャなどの素材

(2) 納品場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境総務課

(3) 納品期限

令和6年3月15日(金)

7 契約金額に含む費用

動画制作・編集及び制作・編集に付随する費用等、受注者が本業務の履行に要する一切の経費は、契約金額に含むものとする。(ナレーション、BGM、効果音に関わる費用を含む。)

8 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括で支払う。

9 権利関係

(1) 本業務による成果物の取り扱い

- ア 本業務の履行に係る成果物の所有権はすべて市に帰属する。
- イ 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権及びその他の権利を利用する場合には、受注者が使用に関する一切の責任、費用負担を行うものとする。ただし、市がその方法を指定した場合は、その限りではない。

10 その他

- (1) 作業の実施に当たっては、市と十分に協議の上行うものとし、作業の段階

を進めるつど、それまでの作業結果について市と互いに確認することとする。

(2) 市との円滑な情報交換及び迅速な業務遂行を行える体制を整えるものとする。

(3) 業務の遂行状況について、市の求めにより随時報告を行うものとする。

(4) コンプライアンス(法令遵守)及び情報セキュリティに関する取組みを徹底すること。

また、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(5) 受注者は全ての業務を他の業者に再委託しないこと。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に市の承諾を得ること。

(6) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(7) 発注者と受注者は、必要に応じて本事業に関する打ち合わせを行うとともに、内容等に疑義が生じた場合は速やかに両者協議のうえ対応を決定するものとする。

(8) 受注者は、成果品提出後であっても、その成果物に不備が発見されたときには、速やかに受注者の費用負担により修正するものとする。

(9) 受注者は、本業務委託完了後であっても、本業務委託契約の範囲内における市からの問い合わせ等に応じるものとする。

(10) その他、本仕様書に記載されていない事項又は不測の事態への対応については、市と協議の上決定するものとする。

別表 成果物に係る動画形式一覧

形式①	形式②	形式③
<p><映像></p> <p>フォーマット：MP4</p> <p>コーデック：H.264</p> <p>フレームサイズ：1920×1080</p> <p>フレームレート：29.97fps</p> <p>ビットレート：20Mbps 以上</p> <p>走査方式：プログレッシブ</p> <p><音声></p> <p>コーデック：AAC</p> <p>サンプルレート：96khz 又は 48khz</p> <p>チャンネル：ステレオ</p> <p>ビット数：16bit 以上</p> <p>ビットレート：256Kbps 以上</p> <p><ファイルサイズ></p> <p>上記の仕様によりファイルサイズが90MB を超える場合、90MB 以下に圧縮したファイルを併せて納品することとする</p>	<p><映像></p> <p>フォーマット：MOV</p> <p>コーデック：100Apple ProRes422</p> <p>フレームサイズ：1920×1080</p> <p>フレームレート：29.97fps</p> <p>ビットレート：20Mbps 以上</p> <p>走査方式：プログレッシブ</p> <p><音声></p> <p>コーデック：非圧縮</p> <p>サンプルレート：96khz 又は 48kHz</p> <p>チャンネル：ステレオ</p> <p>ビット数：16bit 以上</p> <p>ビットレート：256Kbps 以上</p> <p><ファイルサイズ></p> <p>上記の仕様によりファイルサイズが90MB を超える場合、90MB 以下に圧縮したファイルを併せて納品することとする</p>	<p>フォーマット：</p> <p>DVD-VIDEO 形式</p> <p>形式②のデータを元にして、市販の DVD プレイヤー及び PC で再生が可能なものとする。</p>

※いずれの形式も、動画の最初と最後の 0.5 秒（15 フレーム）は無音とすること